

四日市市告示第502号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

令和元年9月3日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

東ソー株式会社別名第一社宅跡地における土壌汚染について

2 発表内容

令和元年9月2日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、東ソー株式会社（東京都港区芝3丁目8番2号 代表取締役社長 社長執行役員 山本 寿宣）から同社別名第一社宅跡地（四日市市別名3丁目4069-1、4072-1）において、土壌汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、社宅跡地の土地利用を検討するにあたり、令和元年5月24日から令和元年8月26日にかけて、自主的に敷地内の土地（約4778.4㎡）の土壌調査を実施したところ、全51区画中、4区画において砒素及びその化合物が土壌溶出量基準を超過しました。（地点は別紙参照）

なお、土壌溶出量の最大濃度の1区画及び地下水下流側の敷地境界付近で地下水を調査したところ、基準を超過する有害物質は検出されなかったことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

土壌調査結果（溶出量）

物質名	最大濃度 （土壌溶出量基準の倍数）	土壌溶出量基準	汚染深度
砒素及びその化合物	0.018mg/L（1.8倍）	0.01mg/L	表層～3.0m

3 対応方針

- 9月4日、現地への立入調査を実施します。
- 汚染範囲の土壌については、掘削除去前に工事計画書を提出させ、工事が適切に行われるよう指導します。なお、砒素及びその化合物の土壌溶出量基準を超過した4区画ともシート等で被覆養生をしており、掘削除去工事が行われるまでの間、地下水下流側の敷地境界付近で地下水モニタリングを指示します。

（環境部環境保全課）

調査対象地周辺





30m 格子内採取地点番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	19	10
30m		

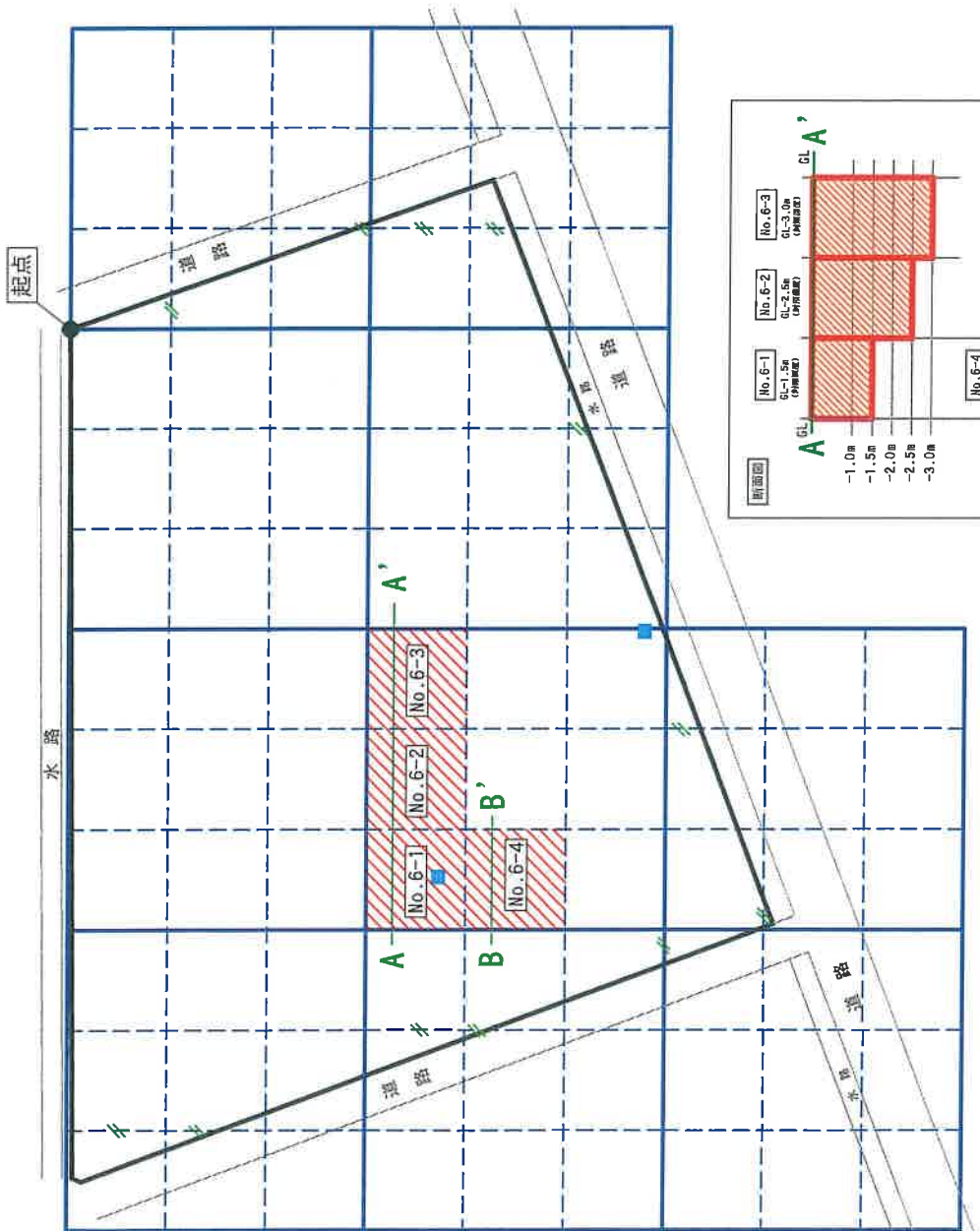
調査対象地 (面積 : 4778.4m²)

統合区画

基準値超過区画 (4区画)
砒素及びその化合物 (土壌溶出量)

地下水調査地点 2地点

分析結果



No. 6-1			No. 6-2			No. 6-3			No. 6-4		
区画名	砒素 (mg/kg)	分析値	区画名	砒素 (mg/kg)	分析値	区画名	砒素 (mg/kg)	分析値	区画名	砒素 (mg/kg)	分析値
GL-1.0m	0.019	0.015	GL-1.0m	0.016	0.017	GL-1.0m	0.014	0.014	GL-0.75m	0.014	0.001
GL-1.25m	0.013	0.013	GL-2.0m	0.018	0.012	GL-2.0m	0.015	0.015	GL-1.0m	<0.001	<0.001
GL-1.5m	0.006	0.006	GL-2.25m	0.012	0.008	GL-2.5m	0.013	0.013	GL-2.0m	0.002	0.002
GL-2.0m	0.001	0.001	GL-3.0m	0.005	0.008	GL-3.0m	0.007	0.007	基準値 : 0.01 mg/L		
GL-3.0m	0.004	0.004	GL-4.0m	0.003	0.003	GL-4.0m	0.001	0.001	基準値 : 0.01 mg/L		
基準値 : 0.01 mg/L			基準値 : 0.01 mg/L			基準値 : 0.01 mg/L			基準値 : 0.01 mg/L		

No. 6-1		No. 6-4	
地点名	採取層	地点名	採取層
砒素	砒素	砒素	砒素
分析値	分析値	分析値	分析値
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準値 : 0.01 mg/L		基準値 : 0.01 mg/L	

基準値超過区画 (4区画) 対策深度

- No. 6-1区画 対策深度 : GL-1.5m (面積 : 100m²) 容積 : 150m³
- No. 6-2区画 対策深度 : GL-2.5m (面積 : 100m²) 容積 : 250m³
- No. 6-3区画 対策深度 : GL-3.0m (面積 : 100m²) 容積 : 300m³
- No. 6-4区画 対策深度 : GL-0.75m (面積 : 100m²) 容積 : 75m³

基準値超過区画位置図 (断面図、分析結果)

